



概要 9月定例会

令和元年第3回鶴田町議会定例会が、9月5日から12日までの会期8日間で開かれました。今定例会では、議案19件について審議が行われ、原案どおり議決（認定7件、可決11件、同意1件）されました。また、一般会計ならびに平成30年度の特別会計（4・5ページ）の決算が提出され、それぞれ認定されました。

議会の



9月定例会

議決された 議 案

- 議案第63号 平成30年度鶴田町一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第64号 平成30年度鶴田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第65号 平成30年度鶴田町学校給食特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第66号 平成30年度鶴田町第1財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第67号 平成30年度鶴田町第2財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第68号 平成30年度鶴田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第69号 平成30年度鶴田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第70号 令和元年度鶴田町一般会計補正予算（第2号）案
- 議案第71号 令和元年度鶴田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案
- 議案第72号 令和元年度鶴田町介護保険特別会計補正予算（第2号）案
- 議案第73号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案
- 議案第74号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例案
- 議案第75号 鶴田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第76号 鶴田町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例案
- 議案第77号 鶴田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 議案第78号 鶴田町地域農産物等活用型総合交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第79号 鶴の舞橋観光施設新築（建築）工事請負契約について
- 議案第80号 鶴の舞橋観光施設新築（機械設備）工事請負契約について
- 議案第81号 鶴田町教育委員会委員の任命について
- 報告第3号 平成30年度鶴田町一般会計継続費精算報告書
- 報告第4号 平成30年度鶴田町健全化判断比率の報告について
- 報告第5号 平成30年度鶴田町水道事業会計資金不足比率の報告について
- 報告第6号 平成30年度鶴田町下水道事業会計資金不足比率の報告について
- 報告第7号 平成30年度鶴田町教育委員会の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書について
- 報告第8号 株式会社鶴の里振興公社の経営状況について

一般質問

9月定例会一般質問の要旨をお知らせします

太田良一 議員

所属会派 誠志会

①県民体育大会に勝ち続ける方策また町民ふれあいスポーツフェスティバルの今後について

我が町には、総合運動場のような施設はありませんが、これからも優勝し続けるにはある程度の規模の整ったスポーツ関連施設が必要かと思うのですが町の考え方をお聞かせください。ま

②自然環境問題について

現在、どこの市町村においても多かれ少なかれ自然環境が破壊され、動植物の生態系が崩れ、いわゆる絶滅危惧種といわれるようになったものが増え続け、この鶴田町においても例外ではなくなっていると思いますが、それ

③鶴の舞橋駐車場に建設予定の食堂・売店施設の建物の向きについて

建築予定の建物は、駐車場の方を向いて建つと聞きましたが、湖面に向けて建てられないものか、着工前ですの再度建物の向きについて考え直していただけないでしょうか。

答弁 町長

町では、リサイクル、リユース、リデュースの3Rをはじめ、ごみの分別や減量化、ごみのポイ捨て禁止などを進めてまいりました。ほかにも、4月に開催しておりますアースデイでは、参加した子どもたちに廃材を利用したクラフトづくりなどを通して環境の大切さの理解を図っております。

くい止めていくためにどのような対策を講じていくこうとしているのか、お聞かせください。

また、春先に各学校や町内会などでクリーン作戦が行われておりますが、地域の美化と環境保全、地域住民への啓発にも繋がっているものと思います。動植物の生態系を維持するためには自然環境の保全が必要であることから、今後も、町民の皆さんには、環境問題に対する意識を高めていただき、まずはわたしたちが実行可能な環境に優しい行動をしていただきますよう、取り組んでまいりたいと思っております。次に、鶴の舞橋駐車場に建設予定の食堂・売店施設の建物の向きについてであります。この施設は既存の2棟売店施設と古いトイレを撤去し、新たにお土産物コーナー、フードコートを設けた観光施設を新築するものであります。建物の配置などにつきましては、いくつかの案を検討いたしました。案の中には、湖面に向けて施設内から鶴の舞橋を眺められる配置もありました。その配置になりますと、建物そのものが鶴の舞橋を隠してしまうことになり

ます。

多くのカメラマンをはじめ、観光客が撮影をしている角度でもありますが、景観上の観点から鶴の舞橋を遮らず、またデッドスペースができるだけ少なくなることを考慮し、林側への配置といたしました。

さまざまな意見があることと思いますが、熟慮した上で決めさせていただいたことをご理解くださいますようお願い申し上げます。

答弁 教育長

当町が管理するスポーツ関連施設は、屋内施設としては体育センターおよびこれに併設する武徳館のほか、B & G海洋センタープールがあり、屋外施設としては河川敷内にある町営第1・第2野球場のほか、ソフトボール場、サッカー場、鶴寿公園内テニスコートおよび富士見スキー場などがあります。

ご質問にあります「ある程度の規模の整ったスポーツ関連施設の整備」につきましては、現在、具体的な計画はございませんが、まずは、町の最優先施策として議員各位のご同意を得ながら進めております統合小学校建設事業が完了した後に、財政当局とも協議しながら検討してまいりたいと考えております。

次に「町民ふれあいスポーツフェスティバル」についてのご質問にお答えいたします。

町民ふれあいスポーツフェスティバルは、昭和44年に「町民体育大会」としてスタートし、開催回数は今年で50回を数えるに至っております。

開催にあたっては、町が体育協会ならびにスポーツ推進委員の方々の協力のもと運営を行い、町民の皆さまに

楽しんでいただけるよう、前例にとらわれることなく毎年開催内容の見直しを行っているところです。

さて、近年のスポーツフェスティバルへの参加状況は、全36町内会のうち、昨年は32町内会、今年が30町内会と減少傾向になっており、町内会からは「人口の減少や子どもたちのスポーツ大会などで参加できない」とのご意見をいただくと、選手の確保に大変ご苦労されていると聞き及んでおります。

フェスティバルの趣旨および各町内会の事情を考慮すると参加へ強制はできませんが、今回のご意見をもとに、町としても体育協会ならびにスポーツ推進委員と協議しながら、各町内会においてより参加しやすく、楽しんでいただけるフェスティバルの開催を目指して検討を継続してまいりますのでご理解をお願いいたします。

(再質問)

1番目の質問ですが、あと数年で鶴田高校も廃校になって、跡地を県の方から払い下げになるような感じもするので、そうなったときのことも考えて、使えるものは使うように今から考えていただければと思っております。

それとスポーツフェスティバルは、やっばり50年にもなり、いろいろな面でいろいろな問題が出てきておりますので、そこを町の方でもよく考えてやってくれると思いますので、これからよろしく願います。

次に2番目の質問ですが、私もこの前分かったことですが、ホテルを呼び戻す会というのがあると知りまして。

この会は平成16年に発足し、活動開始したとのことでした。その結成の年

には町から助成金が13万9,800円、「むつ小川原地域・産業振興財団」から30万円の助成金が出たそうです。21年からは助成金がゼロになったことに伴い、活動もほとんどなくなってしまうということでした。

しかしながら、今年はホテルが50匹ぐらい飛び交っていたということです。こういう素晴らしい光景を子や孫に残していければ最高ではないでしょうか。教育として、詰め込むだけの勉強ではなく、このような情操教育もこれからは大切なのではないかと思います。

このような取り組みをしている会に助成の復活などできないものでしょうか。少しの助成で自然を少しずつでも取り戻すことができていけば大変すばらしいことだと思います。

3番目の質問ですが、決まっておりますから、どうのこうのとは後はいませんが、できるならばこういう事は決まる前にもう一回くらいは、この辺まで進んでいるとか、そういうのを教えてもらった方が、もっと良いと思います。ただ、町の町民の方々は残念ながら、湖の方に向けて建ててもらえればもっと良い、という声が大半でした。

答弁 企画観光課長

先程、太田議員が説明されました、ホテルを呼び戻す会につきましては、平成16年から活動開始してございます。最初の頃は規模の大きい活動をしておりまして。途中から、段々縮小していきまして、会員皆さんそれぞれの事情もありまして、活動が活発にできなくなったのが現状でございます。

いづれにいたしましても、会員の方たちと今後の活動内容も併せて協議しながら、今後の活動内容に見合った助

成金を考えていかないといけないと思いますので、そこにつきましては、検討させていただきたいと思っております。

次に鶴の舞橋の観光施設の件でございます。ご質問にありました説明の部分につきましては、遅くなったということで大変申し訳なく思っております。これにつきましては、そういう機会がございましたら早めに内容についてご説明してまいりたいと考えております。

答弁 教育次長

はじめに鶴田高校閉校後の利活用についてのご質問でございますが、閉校した場合の学校施設はこれまでの例を見ますと、まずは所有者であります県における利活用の検討、次に所在する市町村への譲渡などが検討されまして、最終的には民間への譲渡などという手順で行われているようです。

現段階では、当町に対する県からの打診などはございませんが、今後打診などがあつた場合は、ただ今いただいた太田議員の意見なども踏まえながら検討してまいりたいと考えております。よろしく願います。

続きまして、2点目のスポーツフェスティバルの検討についてでございます。

先ほど、教育長の答弁でもございましたが、これまで前例にとらわれることなく、競技種目も含めた開催内容の見直しを行ってきたところでございますが、今後とも町体育協会ならびに町スポーツ推進委員と協議しながら開催日程の見直しも含めまして、参加しやすいスポーツフェスティバルの開催に向け、検討してまいりたいと思っております。ご理解のほど、よろしく願います。

小関 優 議員

所属会派 政優会

① 農業の労働力不足 対策について

人口減少や高齢化により農業の労働力不足が進んで行くと思われ、早急に取り組まなければ間に合わなくなってしまう。労働力不足解消のため、農業と福祉の連携（農福連携）や外国人労働者の受け入れに積極的に取り組む必要があると考えますが、いかがでしょうか。

② 幼少期からのスポーツの推進について

県民体育大会町部の部14連覇を達成した鶴田町。さまざまな競技で選手が活躍できるのは、幼少期から選手を育成してきた結果だと思います。今後、幼少期からのスポーツの推進についてどのように取り組むのかお知らせください。

③ 自転車通学が困難な季節は中学生にもスクーパスを

自転車通学できる季節は自転車通学している中学生も、自転車通学が困難な季節は保護者が中学校まで送迎している事例が数多く見受けられます。来年度以降は、現在運行されている地域

巡回バスのほかに統合小学校のスクールバスが運行されます。このタイミングに合わせ、アンケートを取るなど実態調査をし、一体的運用に向け検討してはいかがでしょうか。

④問題のある先生への対応について

県内外において、問題のある先生が毎月のように報道されております。仮に当町に問題のある先生が出てきた場合、どのように対応するのかお知らせください。

答弁 町長

当町の2015年農林業センサスの結果を5年前の調査結果と比較しますと、基幹的農業従事者が15パーセント減少する一方で、総数に占める65歳以上の割合が27.3パーセントと約5パーセント増加しており、当町においても農業労働力の減少と高齢化が進行していることは事実であります。

農福連携につきましては、農業と福祉が連携し、障害者の農業分野での活躍と併せて、農業経営の発展を図る取り組みで、国では今年4月に農福連携等推進会議を設置し、農福連携等推進ビジョンを6月に策定しております。

町といたしましては、農業分野での障害者に関する知識の習得、理解力の向上、ならびに就労環境などの諸課題について、鶴花塾や飛翔食房などの活動実績を参考にし、国や県ならびに福祉施設などとの連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

外国人労働者の受け入れにつきましては、農業を含め人材不足が深刻な14

業種を対象に、新たな外国人材の受け入れのための在留資格に係る法律改正により、「特定技能制度」を今年4月に創設しております。本制度の概要は、業種別に必要な知識や技能を所管省庁が定める試験などにより確認し、かつ、日常会話や生活に必要な能力を有する外国人に対し、最長5年間の就労を認めるもので、農業分野では今年秋以降に農業技能測定試験を実施するのとこととであります。

なお、本制度では農業者が受け入れ機関として直接外国人材を雇用する方法と、派遣事業者が受け入れ機関となり、雇用契約した外国人材を農業者に派遣する方法の2形態となっており、受け入れ機関には1年、6カ月または4カ月ごとの更新が義務化されております。

町といたしましては、農業者に対する先進的事例や課題などの情報提供を行うとともに、国や県ならびに農協などとの連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

答弁 教育長

幼少期からのスポーツの推進についてですが、町では、これまでも町体育協会補助金や各スポーツ協会への運営助成金のほか、各スポーツ少年団の育成助成金、スポーツ少年団に係る各種のスポーツ大会への出場助成金など、幼少期からのスポーツの振興、発展に向け各種助成金による支援を続けてまいりました。

また、スポーツに興味を持ち、取り組んでいただくためのきっかけづくりとして、町体育協会ならびに各協会のご協力のもと、毎年度「スポーツ教室」を開催しており、今年度は、剣道教室

や柔道教室をはじめ、バトミントン教室やテニス教室など10教室を開催しているところとです。

今後とも町体育協会ならびに各協会と連携しながら、スポーツに親しみ、取り組んでいただける機会の確保と指導者となる人材の育成を図るなど、幼少期からのスポーツの推進に努めてまいります。

次に、自転車通学が困難な季節は中学生にもスクールバスの利用につきましては、現在、町で進めております統合小学校建設事業は、管内6つの小学校を1校に統合するものであり、統合後の新生「鶴田小学校」へは町内全域から児童が通学することになることから、校舎建設地である現在の鶴田小学校学区以外の5学区につきましては、スクールバスによる通学を予定しているところとです。

運行方法につきましては、平成29年度から関係各課職員によるスクールバス運行検討委員会を設置し、協議・検討を行ってきたところであり、運行ルートおよび乗降場所については、統合小学校準備委員会が検討することとし、当該準備委員会に専門部会として通学輸送部会を設置して検討してまいりました。

これまで現地を確認しながら通学輸送部会案を作成し、これを基に各小学校およびPTAの皆さんとも協議・検討を重ね、おおむね、運行ルートおよび乗降場所が決定しておりますが、最終的には五所川原警察署とも現地を確認し確定することになります。

当面は中学生を対象としたスクールバスについては現行どおりの運行とし、まずは、来年度の開校に合わせて運行することとなる統合小学校スクールバ

スの安全・安心、かつ、安定的な運行を最優先課題として取り組んでまいりたいと考えております。

なお、将来的には児童・生徒数の推移と運行の状況を見ながら地域巡回バスや中学校スクールバスとの一体的な運行についても検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

最後に、問題のある先生への対応についてですが、地方教育行政の組織および運営に関する法律の規定によると、「県費負担教職員は、その職務を遂行するに当たって、法令、当該市町村の条例および規則ならびに当該市町村教育委員会の定める教育委員会規則および規程に従い、かつ、市町村教育委員会その他職務上の上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない」とこととされております。

また、県費負担教職員の職務の監督は市町村教育委員会が担当することとされていることから、これらの事実が発生した場合は、学校管理者として、まずは、校長が状況を把握し、当該事案の対応に当たることになりますが、必要に応じて当委員会に報告することになります。

当委員会では報告の内容を精査し、必要に応じて西北教育事務所に報告するとともに、当町教育委員会の定例もしくは臨時の会議に報告のうえ対応を協議し、その決定内容について校長に対して伝達・指示することになります。

(再質問)

農業の労働力不足対策ですが、外国人の受け入れについては、私たちが議員研修で行かせていただいた東川町では日本語学校を運営しており、そこで

学んだ人が農業ではないのですが、福祉の仕事にそのまま従事している人もいるという事例を伺っております。どこでも誰でも外国の方が来ていただければいいという考えでやっているとなかなか人材確保は難しいと思いますので、何か戦略を持って当たる必要があると思いますがどう考えますか。

続いて、幼少期からのスポーツ推進について、各団体などへ補助金などで支援することも必要ですが、指導者も育成していかなければならないと考えます。指導者の育成についてどのように考えるのかお知らせください。

続いて「自転車通学が困難な季節は中学生にもスクールバスを」について、こういう町民の声が今でも、私のところに届いています。町からの情報発信が町民に届いておらず、物事が決まってから、町民が知ることになっていると感じてしまいます。検討するためのアンケートを取るなどして町民の意見を聞く機会も必要と考えますがいかがでしょうか。

最後に問題のある先生への対応について、仮に鶴田町に問題行動等がある先生が出てきた場合、どちらの方にお知らせすればいいのか、窓口はどこになるのかお知らせください。

答弁 産業課長

外国人の労働者受け入れにつきましては、町の方で戦略をもって取り組んでいたきたいとのご意見でありましたけども、町といたしましても町長の答弁にもありましたけども、国や県、あと関係機関との動向を見極めながら町の役割を果たすための取り組みを行ってまいりたいと考えております。

答弁〓教育次長

まず、スポーツの推進に関してですが、指導者の育成についての質問かと思いますが、今後指導者の育成につきましては、学校からそれぞれ部活の指導者が地域に流れていく、移動していくということが想定されておりまして、その中で、指導者の育成というのは、これは教育委員会にも課せられた責務になってくるのかなというふうに認識しております。その中で、町といたしましては、町体育協会、そしてスポーツ推進委員と連携しながら、指導者の育成、確保に努めていければなというふうに考えているところでございます。

2点目のスクールバスについて、決定してしまつてから町民の方にお知らせしているというようなご意見のようございますが、スクールバスの検討に当たりましては先ほど教育長の答弁

にもございましたように、まずは、関係職員によります検討委員会を設けて素案を作つてから、統合小学校準備委員会の方に上程いたしまして、検討いただいているところでございます。

なお、準備委員会のメンバーは、これまでお知らせしてきたとおり、学校の教職員、事務職員、そして地域の行政推進委員の代表者の方々、そしてまた学校のPTAの方々にも入つていただいて検討を続けてきたところでございます。至らない部分もあつたかと思ひますけれども、我々といしまして、一定程度確保できたのではないかなと、このようにも認識しているところでございます。なお、ご意見を踏まえまして今後とも町民の意見を吸い上げ、期待に応えることができるように努めてまいりたいというふうに考えております。



△統合小学校スクールバス意見交換会

最後に問題のある先生への対応について、指導はどこで行うのかということのご質問のようでございますが、まずは、我々が校長先生ともいろいろ話をする中で、そういうことが起きた場合は、まずは学校の中で問題がある先生についての指導、監督を行つていくことになろうかと思ひます。その際には、もちろん先ほど答弁にもあつたとおり、状況を教育委員会の方に報告していただいて、教育委員会では教育委員によります定例会、必要であれば臨時会を開いて、その指導方法、対応についても協

議した上で学校に指示伝達をしていくことになろうかと思ひます。

最後にそういう事案が起こつた場合の窓口についてでございます。こちらは基本的には、学校の方に保護者からお話をいただくということが原則になろうかと思ひます。ただし状況によつては、学校に直接話しづらいという場合もあるかと思ひます。その際には、町の教育委員会の方にお話をいただいてもいいのかなというふうに考えているところでございます。

答弁〓町長

小関議員の最初の外国人労働者の戦略のことについてでございますけれども、農業分野については現在実施されている外国人技能実習制度で一定の技術と一定の語学を習得しながら、それらの人たちが技能試験を受けて就労に結び付けていくということが想定されているところでございます。

そういう面では当町の農協ではまだ、実習制度を取り上げていませんけれども、就労を目指すのであれば、その前に実習制度で一定の技術を磨いて、語学を習得してもらいながらスムーズに就労に移行できるような形が私は好ましいのではないかなというふうに思っております。

(再々質問)

まず、農業の労働力不足対策についてです。町長が話されたとおり、技能実習を積んできた外国人が来ていただくことは大変うれしいことだと思ひます。ただ、一方、日本人でも農業をやっている方は技能実習を必ず積んでから就農しているかといいますと、そういうわけでもなく、親元で練習しながら

徐々に農業を覚えていくという方法もあります。それを考えると技能習得の研修を積んでこなくてもある程度の言葉さえ分かれば、身振り手振りなどで、初期の労働力として労働力不足を解消することはできると考えます。国や県、関係機関の動向を見極めながらと話されておりますが、動向を見極めてしまひますので、一歩先に出ることを考えていただければと思ひます。

続いて、「自転車通学が困難な季節は中学生にもスクールバスを」です。確かにもう決まつてできないかもしれませんが、町民の声としては、そういう声が今でもあるということです。できれば、冬期間、自転車通学ができない時期だけでもということですね。実際問題として東側だと横溝、西側だと廻堰、あの辺から中学生に冬に歩いて来いとというのは今の時代なかなか困難な部分もあると思ひます。できれば朝だけでもスクールバスを運行していただくと、保護者の負担もだいぶ減ると思ひますので今後考えていただければと思ひます。

最後に、問題のある先生への対応についてです。指導はまずは、学校の中で校長が行い、その後、教育委員会と一緒に考えていくことを伺ひました。町民からは、どこに責任があるのか、校長なのか、教育委員会なのか、県の教育委員会なのかの話に必ずあります。その場合、こういう問題行動のある先生が出てきた場合、誰に責任があるのか知らせていただければと思ひます。

答弁〓町長

外国人技能実習制度に来る人はおそ

らくほとんど技術もない方だと思ひますので一定の実習をして、その期間中に国で定める特定技能の試験も受験できるということで、そのまま本国に帰らず、就労もできるという制度だというふうに理解しております。このため、技術を習得するためには技能実習制度を活用したほうがいいという先ほどの答弁をした訳でございます。

答弁〓産業課長

町の農業現場の状況を勘案し、情報収集を迅速に進めながら対応してまいりたいと思ひます。

答弁〓教育次長

まず1点目スクールバスについてですが、保護者の意見があるということ、いま意見をいただいたところでございます。将来的には児童生徒数の推移、そして運行の状況などもにらみながら、地域巡回バス、そしていま運行することになります小学校のスクールバス、そしていま現に運行しております鶴田中学校のバス、これらを複合的に組み合わせる一体的な運行というふうなふうに思ひます。

2点目の問題のある先生への対応についてでございます。先ほど答弁にもありました、まずは県費負担職員の任命権者は県の教育委員会ということになります。しかしながら、服務監督については、市町村の教育委員会ということになっておりますので、実際に業務に当たつた上での服務などについての管理責任者は町教育委員会ということになろうかと思ひます。

北谷 正則 議員

所属会派 誠志会

① 小学校廃校利用について

(1) 日本一スチューベン作りの学校と命名し、移住者を募り、学校の一部を移住者に住居として提供してはどうか。

(2) 校庭のグラウンドを土壌改良して、スチューベンの苗木を作付けして、移住者に育ててもらおう生活をしてもらってはどうか。

答弁 町長

小学校の統合に伴う廃校施設につきましては、廃校施設の活用を図っていくための協議・検討を進めるための基本的な指針となる「鶴田町廃校施設等利活用基本方針」を、庁内の検討委員会での協議、パブリックコメント、議員の皆さまへの説明を経て、昨年10月に作成しております。その基本方針の中では、町施設としての有効活用、避難所機能の維持、民間事業者などによる活用、解体撤去を基本的な考え方としております。

町施設として有効に活用するためには、町民のニーズを踏まえて有効に活用できるように検討することとしており、庁内各課、各種団体から活用の意向を調査しております。さらには、町民の皆さまや各種団体からだけではなく、民間事業者からも活用のアイデアを広く募集していきたいと考えております。

また、文部科学省のホームページ「みんなの廃校プロジェクト」では、体験交流施設、文化施設、創業支援施設、福祉施設、加工施設、教育施設など、有効に活用されている事例が紹介されておりますので、参考にさせていただきます。

町の特産であるスチューベンにこだわった北谷議員からのご提案についても、利活用方法を探る上での参考とさせていただきます。

いずれにいたしましても、廃校施設の利活用につきましては、町民のニーズを把握し、将来的な財政負担を考慮し、町の活性化につながる利活用方法を検討してまいります。

(再質問)

町長の答弁を聞かしていただきまして、まだ検討、まだアンケート、まだアイデアを募集しているということで、もっともっと早く手を着けないといけないのではないですか。

来年、学校が統合してみんな閉校になってしまいうのにまだ手を着けていない。これから手を着けてみんなからニーズを聞きながらアイデアを募集するのではなく、同時に考えていかなければならないのではないですか。

いま10月上旬から10月下旬に観光ぶどう園をバイパス沿いに開設しますが、あそこには車の駐車スペースがなく、ぶどう園の地主さんは、いつ人が来るかわからない所に朝から晩までは居られないと苦情を述べている人もいます。

そこで私は、学校のグラウンドを土壌改良して、スチューベンを作付けした場合、ここに大型バスなどを呼んで観光ぶどう園を開設できるという考え

なのです。そのようにしてせっかく観光ぶどう園をやるのであれば、どんなお客さんが来てもらえる、そしてバスも来てもらえる、販売もできる、そういうのを目指したいのです。

せっかくいいものがあるのですから、ホームページなどでPRし、町や観光のことをどんどん広めていきませんか。

学校をどのように活用するのか検討しているようでございますけども、そのような意見も全然何をやっているのか聞かえてこない。総務課長に意見書出たけども、どういう内容か聞いても発表できないということでした。発表できないような意見書が出ているのかと総務課長に言ったら今それを発表してしまうというるるな障害が出てしまような話を聞いていました。

私はそういうことでなくして、前向きな発想でこういうことが町民から出ているので議員の皆さん一緒に考えてみませんか、この町のスチューベンを盛り上げてもっともっと素晴らしい町にしませんかというう言葉がなかったのが非常に残念です。

答弁 総務課長

確かに廃校の利活用の方策につきましては、作業が遅れているというような状況になっていると認識しております。

今後は民間の事業者の方々を活用していきたいというふうにも思っており、費用対効果と将来的な財政負担も考慮しながら検討作業を急いでまいりますので、これからもご指導をよろしくお願いしたいと思います。

います。

(再々質問)

同じような質問で申し訳ないですけど、民間の人たちから意見を聞くということ議員からの意見は聞かないということですか。そうでなくして、議員の皆さんと一緒にこの問題を取り上げて、なおかつ町民からの意見も出し合いながら、どういうことをするののか、それを検討していきましようよ。

われわれに相談がない所で決まったものが出てきて、こうなりましたではなく、行政とか議会とかそういうのを取っ払ってしまつて、わが町を良くするためにみんなで話し合わなければいけないと私は言っているのです。

加賀谷 忠榮 議員

所属会派 政優会

① 小・中学校の部活支援策について

(1) 昨今の働き方改革の影響か、学校の先生方が、部活動に対し積極的な時間を取れない状態になりつつあるものと見受けられ、強化や指導を外部の指導者に頼らざるを得ないと聞き及びますが、現状と対策状況を伺います。

(2) 小学校は部活動でなく、クラブ活動としての位置づけであることから、指導者に対する手当は予算化できないと聞いてましたが、最近では中学校の部活動では外部指導者に対して若干の賞金が支給できているとのことでした。しかしながら官公庁の職員には、副業扱いとなるため賞金を支給できないとの説明がありました。正報酬とは違いボランティアの謝礼扱いなどで対処できないものか。また、行政が支出できないとするならば、体育協会やPTAからの支出として対処できないか。

(3) 現在、ボランティアで子どもたちの指導に携わっている方々の心配として、自分たちの後継者を育成するための施策を考えてほしい。体育協会関係者ならびにスポーツ推進委員の皆さま方、鶴田型の指導者育成方法を考えていただきたい。

② 担当業務の見直しについて



△観光ぶどう園のようす

現在取り扱っている、各課の事業をいま一度根本から見直し、令和の時代にふさわしい体制に見直してみませんか。

答弁〓町長

行政ニーズの多様化、複雑化、高度化に伴い、各課で取り扱う事務事業は増大し、各課の事務分掌の見直しや組織機構改革が必要となつてきています。

平成27年に策定した鶴田町行政改革大綱においても、組織機構を検証し、より効果的な組織体制の構築を目指すとしており、職位制についても見直しを検討するとしています。

町では、平成29年度に企画観光課を新設するなど、組織の見直しを行つてきましたが、日々変化する行政ニーズに対応するためには、不断の見直しが必要となつてきております。

鶴の舞橋を中心とした津軽富士見湖への観光客の増加、道の駅つるたの施設整備による買い物客の増加や農産物の集荷対策など、町を取り巻く環境は変化を続けております。

また、複雑化する高齢者や障害者、子どもたちへの福祉政策、健康で長生きするための町民の健康づくり対策、そして全国的な課題である人口減少対策など、町の重要政策は、年々増加してきております。

これらの町の重要政策を実現するため、より効果的な組織体制づくりを目指し、今後とも事務分掌の見直し、組織機構改革に取り組んでまいります。

答弁〓教育長

文部科学省では、教職員の長時間勤務などの厳しい勤務実態を踏まえ、「学

校における働き方改革」の一環として、部活動の適正化を進めています。

その中で、部活動の活動時間を抑制するとともに、学校に設置する部活動の数についても生徒や教職員の数などを踏まえて適正化するほか、指導者として部活動指導員をはじめとする外部人材を積極的に参画させることとしています。

また、学校や地域住民との意識共有を図りつつ、地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取り組みを進め、将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取り組みにし、学校以外が担うことも積極的に進めることとしています。

しかし、一部のチームでは「指導者の確保が難しい」とのことから、当委員会に対して指導者のあつせん要望があり、町体育協会および当該競技協会との協議・調整のうえ指導者をあつせんしております。

今後も指導者となる人材の確保が課題となることが想定されますが、当委員会としても、チームから要望があつた場合には、町体育協会をはじめとする関係団体と連携しながら、できるだけ要望にお応えできるよう対応してまいりたいと考えております。

次に、「部活動などの外部指導者への手当」についてですが、先ほどもお答えしたとおり、現在中学校の部活動については教職員が顧問として指導に当たっているほか、地域の方々による外部指導者も活用しているケースが多くなっています。

今年度は県の「部活動指導員配置事業」の採択を受け、中学校の外部指導者のうち本人の希望をもとに当委員会が一般職の非常勤職員として採用する

「部活動指導員」に対して賃金を支給することになりました。

今回の事業の採択が限られた人員であったことなどから、外部指導者のうち町職員などについては支給対象から除外したところですが、今後継続的に事業採択に至った場合については、町職員などに対する報酬・謝礼などの支給についても検討したいと考えております。

なお、小学校のクラブチームについては、中学校の部活動とは質を異にする任意の活動であることから、現段階で指導者に対する手当の支給は難しい面がありますが、将来的な放課後活動の在り方の一環として協議・検討してまいりたいと考えております。

次に、指導者に携わる方々の後継者育成についてですが、先ほどもお答えしたとおり、小学校のクラブチームでは保護者からの依頼による任意の指導者が、また、中学校の部活動でも外部指導者が指導に当たるケースが多くなっています。

当委員会としても、将来的な人材の確保に向け指導者に必要とされる資格の取得に向けた支援を行うなど、町体育協会、スポーツ推進委員ならびに各協会と連携しながら指導者の育成・確保に努めてまいります。

(再質問)

私は小学校、中学校の部活、クラブ活動につきまして、やはり全て教育委員会が各団体と交渉、折衝うんぬんというのは難しく、それよりもやはりスポーツ推進委員あるいは、体育協会の役割をもう少し身を濃くしていくべきではないかと思ひます。そこに行政側として援助、補助をしていく形、こ

れこそが令和の時代にふさわしい組織づくりになるのではないかと。

あえて具体的に申しますと、やはり鶴田町体育協会には法人格あるいはNPO法人でもいいかと思ひます。ただし、こんなのは一朝一夕では簡単にはいかないと思ひますので、ぜひとも検討の第一歩がつけば、また先がいるんな形で見えてくると思ひます。

次に行政改革の件であります。具体的に2つほど話させていただければ、「あるじゃ」であります。「あるじゃ」は観光施設なのか、それとも農業振興の拠点施設として見ていくべきなのかです。

今の「あるじゃ」の管轄、捉え方दैくと町おこしに関しては全部、地域創生の部分に入るのでしょうか。でも6次産業化をうたった農業地域活性化拠点とするならば、やはり観光と線を画すべきではないかと思ひます。

先般、先議されました観光施設ですが、あれこそが観光拠点館として今後生かしていくべきではないのかという感じは致します。ただ、今まで取り組んできた組織上の視点、観点、あるいは問題点などもあるうかと思ひます。が、町長の主導を持って取り組み、まずは検討していただければと思ひます。

われわれは昭和に生まれて、平成で成長し、現在に至る、今や令和の時代になり、その令和の時代に若い人たちをいかに導くのか私たちの責任であるうこそ思ひますので、実りある会話の第一歩を進めていただければと思ひます。

答弁〓町長
今に加賀合議員のご提言を生かしながら、先ほどの答弁を踏まえて検討してまいります。

答弁〓教育次長

小中学校の部活動の支援について、スポーツ推進委員会を中心としながら部活動への支援の在り方というご意見でございましたが、最終的には町体育協会そしてそれに連なる各協会、そしてスポーツ推進委員の方々協力しながら、人材を紹介、あつせんしていくのかなというふうに思っています。

先般ご指摘ありました、スポーツ推進委員、スポーツ指導員の皆さまについては、町の非常勤の特別職という身分でもありますので、これを活用しながら、できるだけ各チーム、各団体の要望に町としてお答えできるように取り組みを進めていきたいというふうに思ひます。



△学童野球大会のようす